

住宅を解体した世帯へ 被災者生活再建支援金 支給のご案内

◆被災者生活再建支援制度について

居住する住宅が「半壊」または住宅の敷地に被害が生じた世帯のうち、住宅倒壊の危険防止や居住するための補修費が、著しく高額となるなどのやむを得ない事由により、その住宅（賃貸住宅を含む）を「解体」した世帯については「解体世帯」として被災者生活再建支援金の支給対象となります。

なお、すでに「大規模半壊」で被災者生活再建支援金の支給を受けている場合でも、やむを得ない事由により住宅を解体した場合は、変更申請を行うことで下記支給額と既受給額との差額を受給できます。
※全壊世帯が住宅を解体した場合、差額受給はありません。

【基礎支援金】

住宅の被害状況に応じて支給されます。

申請期限 平成 31 年 5 月 13 日まで

※ 1 年延長されました。

	全壊	解体世帯※	大規模半壊
複数世帯 (2人以上)	100万円	100万円	50万円
単数世帯 (1人世帯)	75万円	75万円	37.5万円

※ 解体世帯とは、半壊解体世帯、大規模半壊解体世帯、敷地被害解体世帯のことです。

【加算支援金】

住宅の再建方法に応じて支給されます。

申請期限 平成 31 年 5 月 13 日まで

	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅を除く)
複数世帯 (2人以上)	200万円	100万円	50万円
単数世帯 (1人世帯)	150万円	75万円	37.5万円

◆申請に必要な書類

- 被災証明書
- 住民票 (* 1)
- 預金通帳の写し(被災当時の世帯主名義)
- 解体証明書原本(町発行のものに限る)(* 2)または滅失登記簿謄本原本
- 契約書の写し(加算支援金申請をされる場合のみ必要です)
- 身分証明書(申請に来られる方のもの)

* 1 震災当時、益城町に住民票を登録していた人は、住民票の提出は不要です。

住民票登録がない場合は、住民票および震災当時、益城町に居住していたことを証明する書類(公共料金の領収書等)が必要です。

* 2 解体証明書の発行については、下記をご参照ください。



【解体証明書の発行について】

【公費解体】…所有者からの申請に基づき、町が業者に委託して住宅を解体した場合

→解体後2か月頃に町環境衛生課から郵送されています。申請は不要です。お急ぎの場合には、環境衛生課にご相談ください。

【自費解体】…所有者が業者と契約して住宅を解体した後に町へ解体費用の請求をした場合

→申請に基づき解体証明書を発行します。
(下記窓口で申請をお願いします)

【賃貸住宅に居住していた人】…申請に基づき解体証明書を発行します。

(下記窓口で申請をお願いします)

必要書類 被災証明書、印鑑(認印可)、身分証明書

申請者 被災証明書に記載の世帯員(代理申請の場合、委任状が必要)

申請窓口 環境衛生課 ☎ 289-8077

圏生活再建支援課生活再建支援係

☎ 289 - 1400